

試験報告書

報告書No.
発行日

180355-3
2017年10月30日

計量証明事業登録 東京都第1290号
建築物飲料水水質検査業登録 東京都18水第110号

株式会社 ミズラボ

〒131-0033 東京都豊田区向島5-35-12
TEL 03-6804-7531/FAX 03-6804-7532



水研化学工業株式会社 殿

ご依頼がありました試料の検査結果を下記の通り報告致します。

1. 試験目的

水道用薬品評価試験

2. 試料情報

- 1) 試料名 食品添加物 (次亜塩素酸ナトリウム)
- 2) 品名 サニクロンスーパー12%
- 3) Lot No. No. 181005
- 4) 設定最大注入率: 150 mg/l
- 5) 採取場所 水研化学工業株式会社
- 6) 採取月日 2018年10月5日
- 7) 採取方法 持込(10月6日)
- 8) 試験期間 2017年10月6日～2017年10月30日

3. 試験方法

1) 水道用薬品評価試験

JWWA Z 109 (2010) 水道用薬品の評価試験方法及び
厚生労働省水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインによる
(最終改正: 平成29年3月 厚生労働省健康局水道課)

4. 薬品試験結果

180355-3

計量証明事業登録 東京都第1290号
建築物飲料水水質検査業登録 東京都18水第110号

株式会社 ミズラボ

〒131-0033 東京都墨田区向島5-35-112
TEL 03-6804-7531/FAX 03-6804-7532

次亜塩素酸ナトリウム

サニクロンスーパー12%

No.	検査項目	単位	検査結果	基準値	試験方法
1	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.00003未満	0.0003 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
2	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.00005 以下	還元気化-原子吸光光度法
3	セレン及びその化合物	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	水素化物発生-原子吸光光度法
4	鉛及びその化合物	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
5	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	水素化物発生-原子吸光光度法
6	六価クロム化合物	mg/l	0.0005未満	0.005 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
7	亜硝酸態窒素	mg/l	0.0004未満	0.004 以下	イソクロマトグラフ法
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	IC-ボースタム吸光光度法
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.1未満	1.0 以下	イソクロマトグラフ法
10	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.1 以下	ICP-MS法
11	四塩化炭素	mg/l	0.00010	0.0002 以下	HStrap-GC/MS法
12	1,4-ジオキサン	mg/l	0.0005未満	0.005 以下	固相抽出-GC/MS法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0004未満	0.004 以下	HStrap-GC/MS法
14	ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.002 以下	HStrap-GC/MS法
15	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	HStrap-GC/MS法
16	トリクロロエチレン	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	HStrap-GC/MS法
17	ベンゼン	mg/l	0.0001未満	0.001 以下	HStrap-GC/MS法
18	塩素酸	mg/l	0.04未満	0.4 以下	イソクロマトグラフ法
19	臭素酸	mg/l	0.0005未満	0.005 以下	IC-ボースタム吸光光度法
20	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.1 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
21	鉄及びその化合物	mg/l	0.003未満	0.03 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
22	銅及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.1 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
23	マンガン及びその化合物	mg/l	0.0005未満	0.005 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
24	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.02 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
25	非イオン界面活性剤	mg/l	0.0005未満	0.005 以下	固相抽出-吸光光度法
26	フェノール類	mg/l	0.00005未満	0.0005 以下	固相抽出-誘導体化-GC/MS法
27	有機物[全有機炭素(TOC)の量]	mg/l	0.03未満	0.3 以下	TOC計測定法
28	味	—	異常なし	異常でないこと	官能法
29	臭気	—	異常なし	異常でないこと	官能法
30	色度	度	0.05未満	0.5 以下	透過光測定法
31	アンチモン及びその化合物	mg/l	0.0002未満	0.002 以下	水素化物発生-原子吸光光度法
32	ウラン及びその化合物	mg/l	0.00002未満	0.0002 以下	ICP-MS法
33	ニッケル及びその化合物	mg/l	0.0002未満	0.002 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
34	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.00004未満	0.0004 以下	HStrap-GC/MS法
35	亜塩素酸	mg/l	0.06未満	0.6 以下	イソクロマトグラフ法
36	二酸化塩素	mg/l	0.06未満	0.6 以下	イソクロマトグラフ法
37	銀及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.01 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
38	バリウム及びその化合物	mg/l	0.007未満	0.07 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
39	モリブデン及びその化合物	mg/l	0.0007未満	0.007 以下	フ列ムス-原子吸光光度法
40	アクリルアミド	mg/l	0.000005未満	0.00005 以下	GC/MS法
判定	上記検査の結果、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省第15号）に適合です。				
検査責任者	吉岡 慶子				